

第2章 経 済 局

第1節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成6年度のが国経済は、平成5年末に2年半に及ぶ景気後退局面を脱したのち、穏やかな景気回復基調をたどった。6年の前半には円高が一段と進行するなか、設備投資の低迷や輸入の急増がマイナス要因に働いたものの、個人消費の下支えと公共投資や住宅建設の増加を主因に、実質経済成長率は5年末を底に、3四半期連続して前期比プラス成長を続けた。

しかし、7年に入って、急速な円高や阪神・淡路大震災などの影響もあり、これまでの穏やかな回復基調に足踏みがみられた。

6年度の金融政策は、景気回復テンポが穏やかであったことから、緩和基調が維持された。公定歩合は5年9月に史上最低の1.75%まで引き下げられ、6年度中にはその水準が維持された。このため短期金融市場金利も低水準で移行する一方、長期市場金利は、景気回復感の高まりから一時上昇したが、景気回復テンポの緩慢さが明らかになるにつれて、6年末にかけて軟調に転じ、年明け後、急速に低下した。

株価は、6年前半は上昇したが、年後半から軟調に転じ、年度末にかけて一段と下落した。

金融機関における貸出は、中小企業向け貸出が低迷基調を続け、また、大・中堅の製造業向け貸出が、運転資金に加え設備資金も前年を下回ったこと等により6年度を通じて低迷が続き、6年6月以降11か月連続で前年割れとなった。

個人貯蓄の伸び率は、かつてない低金利のもとで、前年比4.5%増（前年度5.0%）と5年連続の低下となった。

預貯金金利及び金融商品の自由化については、10月には当座預（貯）金を除く流動性預（貯）金金利の自由化が実施され、9年間にわたって段階的に進められてきた預貯金金利自由化が完了し、商品性については、自由金利定期預（貯）金の最長預入期間が5年に延長され、また、貯蓄預（貯）金の無料払戻し回数制限、

最低預入残高が撤廃された。

組合金融と係わりの深い農家経済については、6年度は稲作収入が増加したことなどから、農業所得は前年比23.6%増と大幅に増加した。一方、景気の低迷による雇用環境の悪化から農外所得は前年比0.8%減少し、また、年金・被贈等の収入も0.2%減少した。この結果、農家総所得は前年比1.2%増と小幅な伸びにとどまった。

以上のような一般経済及び農家経済の下で、6年度の農協金融は次のような動きをした。

農協貯金、貸出金は、バブル期の土地ブームや生産緑地法改正によって急増した後、バブル崩壊後に景気低迷が長期化する中で、伸び率は低下していたが、6年度はさらに一段と伸び率が低下した。特に、貸出金の伸び率の低下が大きく、貯金の伸び率を下回ったため、貯貸率は4年ぶりに低下に転じた。

また、余裕金の運用については、これまでの金融緩和期には、農協は、系統預け金を中心に運用していたが、6年度は長短金利格差がかなり拡大したこともあり、有価証券運用にも積極的であった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

6年度末の貯金残高は67兆6,562億円となり、5年度末に比べ2兆2,318億円、3.4%の増となり、前年度の増加（2兆4,431億円）を下回った。

イ 借入金

6年度末の借入金残高は4,597億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金6,393億円）となり、前年度末残高（4,648億円）より51億円、1.1%減少した。

ウ 貸出金

6年度末の貸出金残高は18兆1,694億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高6,510億円、金融機関貸出21億円）となり、前年度に比べ4,796億円、2.7%増加した。しかし、貯金の伸び率より低かったため、年度末残高の貯貸率は、27.0%から26.9%へと低下した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が0.02%減（前年度1.8%減）、長期貸出は3.0%増（前年度7.5%増）となり、長期貸出比率は80.4%（前年度79.9%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その6年度末残高は51兆4,411億円で、増加額は6,715億円（1.3%増）と、前年度（1兆5,572億円、3.2%増）を下回った。

その運用内訳をみると、預け金47兆1,620億円で余裕金の91.7%を占め、前年度に比べ8,350億円、1.8%増であった。このうち系統への預け金は46兆1,861億円で、余裕金全体の89.8%を占めており、前年度（89.5%）よりわずかに増加した。

また、6年度末における有価証券保有残高は4兆0,130億円と前年度に比べ1,164億円（2.8%）減となり、余裕金全体に占める割合は8.1%から7.8%とわずかに減少した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

6年度末の貯金残高は49兆6,692億円となり、前年度末より5,901億円、1.2%の増加となり、前年度の増加1兆1,796億円、2.5%を下回った。

イ 借入金

6年度末の借入金残高は772億円となり、前年度末残高（32億円）より740億円増加した。

ウ 貸出金

6年度末の貸出金残高は5兆7,945億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆8,718億円、金融機関貸出4兆1,041億円）となり、前年度に比べ1,816億円、3.0%減少した。

このため、年度末残高の貯貸率は、12.2%から11.7%へと低下した。

貸出の員内、員外別の状況を見ると、員内は2.9%増、員外は6.6%減少した。員内を貸出先別にみると、農協向けが1.0%増加（前年度6.7%増）し、信農連の会員である農協の組合員（いわゆる孫会員）向けは2.5%減少（前年度0.2%減）、その他が12.7%増加（前年度10.7%増）となっている。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その6年度末残高は41兆7,505億円で、増加額は9,774億円（2.4%増）と、前年度（1兆3,736億円、3.5%増）を下回った。

その運用内訳をみると、預け金29兆5,774億円で余裕金の70.5%を占め、前年度に比べ6,392億円、2.2%増であった。このうち系統への預け金は28兆7,325億円で余裕金全体の68.8%を占めており、前年度（69.9%）

より減少した。また、6年度末における有価証券保有残高は11兆4,852億円と前年度に比べ3,883億円（3.5%）増となり、余裕金全体に占める割合は27.2%から27.5%とやや増加した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

6年度末の預金残高は30兆624億円となり、前年度に比べ7,222億円、2.3%減少した。この預金を預り先別に見ると、所属団体の残高は、27兆8,111億円で、6,811億円（2.4%）の減少となり、前年度（1兆1,664億円、4.3%の増）の増加から減少した。

また、非所属団体の残高は、2兆2,513億円で、410億円（1.8%）の減少となり、前年度（5,830億円、34.1%）の増加から減少に転じた。なお、預金残高総額に占める所属団体の業態別の割合は、農協系統が88.6%と大宗を占めており、水産系統3.9%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

6年度末の農林債権の発行残高は9兆1,841億円となり、前年度に比べ5,111億円、5.9%増加した。これを利付債（5年）と割引債（1年）に分けてみると、利付債の発行残高は6兆5,743億円で、4,778億円（7.8%）の増加、割引債の発行残高は2兆6,098億円で、332億円（1.3%）の増加となった。

ウ 貸出金

(ア) 所属団体貸出

6年度末の所属団体貸出残高は1兆2,010億円となり、前年度に比べ3,408億円、39.6%増加した。これを団体別に見ると、農協系統は8,681億円で3,311億円（61.7%）の増加、水産系統が2,075億円で77億円（3.6%）の減少、森林系統が1,117億円で201億円（21.9%）の増加となった。

(イ) 非所属団体貸出（関連産業法人貸出等）

6年度末の非所属団体貸出残高は17兆5,497億円となり、前年度に比べ630億円、0.4%減少した。このうち、関連産業法人貸出残高は7兆8,908億円で、1,993億円（2.5%）の減少となり、前年度（298億円、0.4%の減）に引き続き減少となった。また、関連産業法人貸出以外の非所属団体貸出は、施設婦人貸出、農山漁村整備法人貸出、特別貸出法人貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は9兆6,589億円で、1,363億円（1.4%）の増加となり、前年度の増加額（1兆19億円、11.8%）に引き続き増加した。

エ 余裕金

余裕金は、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち6年度末の有価証券保有残高は13兆

表1 農協信用事業主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
5年3月末	629,814	5,239	166,906	450,594	441,620	37,174	26.5
6	637,288	5,408	170,910	451,092	443,559	36,943	26.8
9	637,607	5,464	174,096	458,991	450,717	34,554	27.3
12	663,017	3,554	174,395	474,752	464,998	39,477	26.3
6年3月末	654,244	4,648	176,898	463,270	454,434	41,294	27.0
6	661,104	4,925	178,751	461,908	454,138	43,667	27.0
9	667,120	4,389	180,042	467,742	458,525	44,897	27.0
12	684,371	3,568	180,141	475,483	464,973	44,607	26.3
7年3月末	676,562	4,597	181,694	471,620	461,861	40,130	26.9

表2 信農連主要勘定

(単位：億円，%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機 関貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
5年3月末	478,923	395	62,469	40,890	277,024	272,823	109,849	13.0
6	482,017	210	60,393	39,534	286,890	283,767	106,566	12.5
9	489,983	210	60,959	39,302	302,854	298,994	99,609	12.4
12	501,949	243	58,441	38,773	309,873	304,679	104,311	11.6
6年3月末	490,719	32	59,761	41,684	289,382	284,891	110,969	12.2
6	490,960	498	57,880	39,631	296,305	289,844	107,226	11.8
9	494,116	498	59,081	39,402	298,036	288,272	109,044	12.0
12	498,807	794	57,755	38,374	303,236	292,414	109,456	11.6
7年3月末	496,692	772	57,945	41,041	295,774	287,325	114,852	11.7

表3 農林中央金庫の主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	所属団体 貸出	非所属団体 貸出	有価証券
4年3月末	262,878	81,014	11,888	160,018	112,975
6	273,548	73,721	7,331	161,150	135,209
9	274,380	80,789	8,969	161,887	141,727
12	285,954	86,253	15,614	167,029	142,255
5年3月末	290,351	90,957	11,410	166,407	145,067
6	305,199	85,491	7,712	169,613	160,293
9	321,898	89,812	8,899	164,266	168,415
12	314,871	88,817	13,555	173,955	167,362
6年3月末	307,846	86,730	8,602	176,127	180,365
6	296,140	86,998	10,117	171,588	165,189
9	291,612	88,080	18,765	166,586	162,837
12	291,204	88,171	18,727	175,883	153,383
7年3月末	300,624	91,841	12,010	175,497	134,733

資料：農林中央金庫残高資産表

(注) 非所属団体貸出には、買入手形、コールローンを含む。

4,733億円で、4兆5,632億円(25.3%)の減となり、前年度(3兆5,298億円, 24.3%の増)の増加から減少に転じた。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画

6年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額

は、資金需要の実勢を勘案し、6,000億円(前年度当初計画6,000億円)とした。資金の種類別の内訳は表4のとおりである。

6年度の資金交付計画の総額は5,120億円で、この原資として出資金40億円、借入金4,741億円(うち資金運用部資金4,210億円、簡易保険資金480億円、農業経営基盤強化措置特別会計51億円)、農林漁業信用基金から

表 4 農林漁業金融公庫資金貸付計画

(単位：百万円)

区 分	6 年度	5 年度	比較増△減
経営構造改善	225,300	202,000	23,300
基 盤 整 備	212,200	226,600	△14,400
一 般 施 設	102,000	100,500	1,500
経営維持安定	50,500	55,900	△5,400
災 害	5,000	5,000	0
予 備	5,000	10,000	△5,000
合 計	600,000	600,000	0

の寄託金25億円及び自己資金315億円を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金1,008億3,500万円の繰入れを予定した。

この予定額に対する実績は、借入金2,662億円、補給金1,008億3,500万円であった。

なお、6年度末出資金は、2,731億円となっている。

次に、6年度決算における資金運用利回り及び資金原価をみると、資金運用利回りは4.90%（補給金繰入前）、資金原価は6.81%（うち借入金利息5.87%、業務委託費、事務費等0.94%）であった。

(3) 制 度 改 正

6年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化促進法に定める農業経営改善計画の認定を受けた農業者等に対し、計画に即して経営改善を図るために必要な長期資金を融通する農業経営基盤強化資金が創設された。

イ 特定農産加工資金について、法律の適用期限の5年延長（平成11年6月30日まで）を行うとともに、対象となる関連加工業種の追加が行われた。

ウ 森林組合等を通じて集団的に高性能林業機械化に対応し得るような森林施業規模の集積を行う造林事業を実施する場合、既存の造林資金と合わせて貸し付ける無利子の森林整備活性化資金が創設された。

エ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）について、償還期間が15年から25年に、据置期間が3年から5年に延長された。

オ 土地利用型農業経営体質強化資金について、貸付対象施設に農業労働力確保施設が追加された。

カ 農業基盤整備資金について、貸付限度額を貸付けを受ける者の負担する額とするとともに、農村環境基盤施設及び集落環境基盤施設の貸付けの相手方に農業振興法人が追加された。

キ 農林漁業施設資金について、次の措置が講じられた。

(ア) 環境保全型農業を推進するため、堆肥化施設、

農業廃棄物処理・再生利用施設等環境保全型農業に資する施設及び市町村の作成する地域環境保全型農業推進方針に基づき整備する施設に対して特利の設定が行われた。

(イ) 食肉に係る流通合理化計画に即した整備計画に基づく食肉センターの整備事業及び家畜に係る流通合理化計画に即した整備計画に基づく家畜市場の整備事業について、特利の設定が行われた。

ク 自作農維持資金（災害）について、貸付限度額が個人150万円から200万円に、農業生産法人750万円から1,000万円に引き上げられた。

ケ 林業経営安定資金（林業維持資金）について、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、長伐期施業を行うものとして分収林契約の延長を行う森林整備法人の既往借入金の借換えに必要な分収林機能高度化資金が創設された。

コ 漁業基盤整備資金（漁場整備）について、漁場環境の保全のために必要な施設を追加するとともに、貸付けの相手方に漁業振興法人が追加された。

サ 農林漁業構造改善事業推進資金（沿岸漁業）について、貸付対象施設に都市漁村交流促進施設を追加するとともに、貸付けの相手方に1/3法人・団体が追加された。

(4) 貸 付 決 定 状 況

6年度の貸付決定額は表5のとおり4,155億円で、前年度決定額より減額となった。経営構造改善関係資金は増加したものの一般施設資金、経営維持安定資金、災害資金で減少した。

ア 経営構造改善関係資金

農林漁業構造改善事業推進資金は、前年度に比べ92億円減の111億円となった。農地等取得資金は、前年度に比べ115億円減の207億円となった。6年度に創設された農業経営基盤強化資金は、490億円となった。漁業経営再建整備資金は、前年度に比べ79億円増の105億円となった。中山間地域活性化資金は、前年度に比べ42億円増の434億円となった。これらの結果、経営構造改善関係資金全体としては、前年度に比べ244億円(19.4%)増の1,499億円となった。

イ 基盤整備関係資金

農業基盤整備資金は、前年度に比べ83億円減の1,241億円となった。担い手育成農地集積資金は、前年度に比べ47億円増の70億円となった。林業基盤整備資金は、4億円減の367億円となった。6年度に創設された森林整備活性化資金は、12億円となった。漁業基盤整備資金は、前年度に比べ2億円減の46億円となった。これらの結果、基盤整備関係資金全体としては、30億円

表5 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

区 分	6年度(A)	5年度(B)	(A)/(B)
経営構造改善	149,927	125,572	119.4
構造改善推進	11,120	20,359	54.6
農地等取得	20,731	32,203	64.4
土地利用型	1,424	3,489	40.8
農業経営基盤強化	49,029	—	—
総合施設	6,749	18,880	35.7
林業経営育成	457	417	109.7
漁業経営再整備	10,532	2,667	394.9
中山間地域活性化	43,368	39,136	110.8
振興山村・過疎	6,516	8,421	77.4
基盤整備	173,699	176,663	98.3
農業基盤整備	124,096	132,359	93.8
担い手育成農地集積	7,012	2,349	298.5
林業基盤整備	36,745	37,170	98.9
森林整備活性化	1,240	—	—
漁業基盤整備	4,608	4,786	96.3
一般施設	85,831	138,630	61.9
農林漁業施設	43,822	73,875	59.3
特定農産加工	7,005	14,173	49.4
漁 船	2,291	12,478	18.4
水産加工	15,666	16,511	94.9
食品流通改善	13,641	15,260	89.4
塩業,新規用途,乳業	3,405	6,333	53.8
経営維持安定	4,972	20,081	24.8
自作農維持	4,692	19,509	24.1
林業経営安定	133	160	83.1
沿岸漁業経営安定	147	413	35.6
災 害	1,101	3,268	33.7
計	415,531	464,215	89.5

(注)：貸付決定額は単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

(1.7%) 減の1,737億円となった。

ウ 一般施設関係資金

農林漁業施設資金は、前年度に比べ301億円減の438億円となった。特定農産加工資金は、前年度に比べ72億円減の70億円となった。漁船資金は、前年度に比べ102億円減の23億円となった。水産加工資金は、前年度に比べ8億円減の157億円となった。食品流通改善資金は、前年度に比べ16億円減の136億円となった。これらの結果、一般施設関係資金全体としては528億円(38.1%) 減の858億円となった。

エ 経営維持安定資金

自作農維持資金は、前年度に比べ148億円減の47億円となった。林業経営安定資金、沿岸漁業経営安定資金についてはともに減少した。これらの結果、経営維持安定資金全体としては151億円(75.2%) 減の50億円となった。

オ 災害資金

災害資金については、農業基盤整備資金10億円が主

なもので、全体としては、前年度に比べ22億円(66.3%) 減の11億円となった。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化、農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、6年度においては、貸付限度額の引上げ、構成員の属する世帯が1である法人について、農業を営む法人の貸付限度額の適用、貸付対象となる農業協同会社の業種範囲の拡充等を行った。

(1) 融 資 状 況

6年度の融資枠は前年度と同額の4,000億円を設定した。融資実績は2,128億円(うち農林中央金庫が国の直接利子補給を受けて融資した額60億円。以下、「国枠中金融資分」という。)で、対前年度比81.3%と減少した。承認件数は6万252件で前年度より9,193件減少した(表6)。

ア 融資対象施設別融資状況

資金種類別実績(国枠中金融資分を含む。)をみると、個人施設は、1,341億円で前年度(1,526億円)に対し12.1%減少(185億円減)した。このうち建構築物造成資金が前年度に比べ137億円、23.2%減少、農機具等取得資金が前年度に比べ55億円、7.4%減少している。

共同利用施設は、788億円で前年度(1,093億円)に比べ27.9%減少(305億円減)した。

イ 地域別融資状況

地域別の融資状況をみると、沖縄(4億円増)の1地域で増加し、北海道(24億円減)、東北(76億円減)、関東(164億円減)、北陸(30億円減)、東海(43億円減)、近畿(13億円減)、中国・四国(64億円減)、九州(69億円減)の8地域で減少した。

ウ 国枠中金融資分

国枠中金融資分は8件、60億円で、対前年度比84.7%となった。なお、対象資金は共同利用施設の建構築物造成資金となっている。

(2) 融 資 残 高

以上のような融資状況の下で、6年12月末の融資残高は1兆571億円(うち国枠中金融資分376億円)となった。

この内訳を融資機関別にみると、農協が6,583億円(62.3%)でその大半を占め、次いで信農連3,136億円(29.7%)、農林中央金庫571億円(5.4%)、銀行等281億円(2.7%)の順になっている。

表6 農業近代化資金種類別利子補給承認状況
6年度(速報)

資金種類	6年度(速報)				5年度			
	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額 (千円)	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額 (千円)
個人施設								
建築物	10,522	45,135	21.2	4,290	14,145	58,790	22.4	4,156
農機具等	42,454	69,138	32.5	1,629	47,174	74,687	28.5	1,583
果樹等	33	53	0.0	1,606	70	158	0.1	2,258
家畜	873	1,806	0.8	2,069	1,010	1,881	0.7	1,863
小土地改良	517	732	0.3	1,416	594	788	0.3	1,326
特認	1,366	12,131	5.7	8,881	1,468	10,956	4.2	7,463
セット	604	5,057	2.4	8,373	618	5,328	2.0	8,621
計	56,369	134,052	63.0	2,378	65,079	152,588	58.3	2,345
	(8)	(5,957)	(100.0)	(744,625)	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)
共同利用施設	3,883	78,781	37.0	20,289	4,366	109,314	41.7	25,037
	(8)	(5,957)	(100.0)	(744,625)	(8)	(7,037)	(100.0)	(879,625)
合計	60,252	212,833	100.0	3,532	69,445	261,901	100.0	3,771

(注) 1 ()内は国枠中金融資分であって内数である。

2 「セット」とは、2種類以上の資金の一括貸付けをいう。

3 特認とは、新規就農円滑化資金、中核農家規模拡大等初度的経営資金、肥育素畜等の購入又は育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面養殖施設資金等である。

表7 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区分	6年度		5年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給補助金	(12,188,477)	10,662,556	(12,506,721)	11,088,953
	11,440,424		11,435,387	
農業近代化資金利子補給金	(173,117)	139,772	(176,717)	144,398
	152,957		158,698	
計	(12,361,594)	10,802,328	(12,683,438)	11,233,351
	11,593,381		11,594,085	

(注) ()内は当初予算である。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

6年度における農業近代化資金関係の当初予算額は123億6,159万円であり、補正後の予算額115億9,338万円に対し決算額は108億233万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助額が補正後の予算額114億4,042万円に対し、決算額106億6,256万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額1億5,296万円に対し、決算額1億3,977万円となっている(表7)。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な資金を、農協系統金融機関等を通じ

て極度貸付方式で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、農林漁業信用基金に造成される国の出資金及び民間金融機関からの借入金(国が利子補給)による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で低利な運転資金を融通する仕組みである。

(1) 融資状況

6年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額748百万円で、その実融資残高は160百万円となった。

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

6年度における農業経営改善促進資金関係の当初予算額は43億4,623万円であり、補正後の予算額43億

表8 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算 (単位：千円)

区 分	6 年 度	
	予 算 額	決 算 額
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(4,150,000) 4,150,000	4,150,000
農業経営改善促進資金利子補給補助金	(196,225) 187,395	0
計	(4,346,225) 4,337,395	4,150,000

表9 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額 (単位：千円)

区 分	6 年 度		5 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業信用基金協会出資補助金	(164,000) 156,620	136,325	(108,000) 103,140	71,845
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(83,000) 83,000	83,000	(371,000) 8,655,000	8,655,000
計	(247,000) 239,620	219,325	(479,000) 8,758,140	8,726,845

(注) () 内は当初予算である。

表10 6年12月末融資残高

区 分	農 業	開 拓	林 業	漁 業	計	(単位：百万円)	
						率	残高
経 営 資 金	3.0%	29,390	132	5	1,351	30,877	
	5.5%	10,882	129	3	140	11,154	
	6.5%	3,099	—	6	40	3,146	
事 業 資 金	6.5%	—	—	—	—	—	
	計	43,371	261	15	1,531	45,177	

(注) 四捨五入のため、内訳と計はかならずしも一致しない。

3,740万円に対し、決算額は41億5,000万円となった。この内訳は、農林漁業信用基金に対する出資金が補正後の予算額、決算額とも同額の41億5,000万円であり、利子補給補助金は補正後の予算額1億8,740万円に対し同基金の借入れが行われなかったため、交付を行わなかった。(表8)

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の1,544億円に対し86億円増加し、6年度末残高は1,630億円(農業近代化資金471億円、一般資金1,159億円)となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の72%を占めている。また、この基金を担保とした6年度末の債務保証残高は3兆9,447億円(農業近代化資金6,312億円、一般資金3兆3,134億円)で、前年度末の3兆8,195億円に対し1,252億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに6年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度

の利子補給承認額の68.7%となった。

また、6年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は151億5,128万円(うち農業近代化資金分8億2,067万円)で、前年度の145億2,056万円に比べ6億3,072万円増加した。

この結果、6年度末の求償権残高は626億3,038万円(うち農業近代化資金分66億2,405万円)となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況(農業関係)

6年度末の保険価額残高は、保証保険2兆6,064億円、融資保険156億円で、各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金93億400万円、短期資金7億639万円となった。

また、6年度において基金協会等に支払った保険金の額は46億2,500万円で、前年度より13億3,900万円増加した。

この結果、6年度末の支払保険金残高は305億4,600万円となった。

(附) (社)全国農協保証センターの業務概況

(社)全国農協保証センターの基本財産である基金は、

6年度末残高で48億99万円となった。また6年度の再保証引受額は3,115億円、年度末再保証残高は1兆2,966億円となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

6年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額1億5,662万円に対し決算額は1億3,633万円となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金予算額、決算額とも同額の8,300万円となった(表9)。

6 天 災 資 金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,963億円(うち特別措置法によるもの524億円)が融資されている。

(1) 6年発生主要災害の概要と措置等

6年発生災害に係る天災資金の貸付総額は4億円であり、その被害概況及びこれに対する天災融資法の適用政令の概要は、次のとおりである。

○5月下旬から10月中旬までの間の干ばつ

本年は、1月以降ほぼ全国的に降水量の少ない状態が長期間にわたり続いたことから、農作物等に大きな被害をもたらした。特に3月以降の気圧配置は高気圧に覆われることが多く、梅雨入りは平年並であったものの梅雨明けは平年より1～2週間早く、梅雨前線が不活発であったことから、梅雨期間の降水量は少なかった。このため、果樹、野菜、水稻等の農作物を中心に肥大不良、茎葉の萎凋、黄変、枯れ上がりなどの被害が発生し、その被害見込金額1,517億円となった。

この被害につき、11月24日付けで天災融資法の適用政令が交付・施行された。

政令の主な内容は、①融資総額30億円、②貸付期間は6年11月24日から7年4月28日、③特別被害地域を指定できる都道府県は、農業について新潟県、長野県、和歌山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県である。

また、同じく11月24日付けで天災融資法施行令が公布・施行された。これにより、これまで適用政令で規定してきた政令委任事項のうち、天災融資法が適用される天災において確立・共通化している事項を施行令として規定することにより、今後の天災融資法の発動を効率的に行い得ることとなった。

(2) 融資残高

6年12月末現在における融資残高は、452億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表10のとおりである。

(3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、6年度11億5,108万円であり、制度が発足した27年度から6年度までの累計は571億1,997万円となった。また、6年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来6年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、6年度は22万円であり、国庫納付の始まった32年度から6年度までの累計は2億4,064万円となった。

第2節 農林漁業関係の税制改正

1 平成7年度税制改正

7年度の税制改正については税制調査会より6年12月15日に「平成7年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて7年1月13日の閣議で「平成6年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第132回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

(1) 所 得 税 法

農協等の職員を対象として特定退職金共済団体が行う退職金共済の要件としての被共済者1人当たりの掛金月額の高限度が30,000円(改正前26,000円)に、過去勤務期間に係る掛金月額の高限度が22,000円(改正前18,000円)にそれぞれ引き上げられた。(所法令第73条関係)

(注) 本措置は、中小企業退職共済法の一部改正法による掛金の引上げと併せて施行される。

(2) 法 人 税 法

特例措置の拡充

公益法人等の収益事業の範囲から、次の事業が除外された。

ア 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行

う輸入生糸の買入れ・売戻し業務（令第5条関係）

イ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴い、畜産振興事業団が行う輸入指定乳製品の買入れ・売戻し業務（令第5条関係）

(3) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地区域内における農地等が同法の買取り協議に基づき農地保有合理化法人に買取りられる場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除制度が創設された（措法第34条の2、第65条の4関係）。

(イ) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例措置の適用対象に、新規就農促進法に規定する都道府県青年農業者育成センターが行う青年の就農促進のための業務に係る負担金等が追加された（措令第18条の3、第39条の22関係）。

(ロ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象業種等であってウルグアイ・ラウンド農業合意により関税化等の対象となり、大きな影響を受けることが見込まれる米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業等が、次の特例措置の適用対象に追加されるとともに、その適用期限が①から⑤は2年延長された。

a 事業革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度（措法第44条の4関係）

b 設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越控除期間を延長する特例措置（措法第66条の12関係）

c 増加試験研究費の特別税額控除制度（措法第10条、第42条の4関係）

d 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法第10条の4、第42条の7関係）

e 特定事業協同組合等に構成員が支出する負担金の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用資産の圧縮記帳の特例措置（措法第18条、第52条、第66条の10関係）

f 合併による設立登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法第81条関係）

(注) a, b, d及びeは対象業種、c及びfは対象業種と関連業種が対象となる。

(ウ) 国の研究機関との共同研究に要する特別試験研究費の税額控除額の適用対象範囲に、大学等との一定の共同試験研究費が追加された上、その適用期限が2年延長された（措法第10条、第42条の4関係）。

(エ) 山村振興法に基づく認定法人が振興山村で農地の保全事業等のための施設を取得した場合の特別償却制度の適用対象に「都市と山村の交流事業施設」等

が追加されるとともに、その適用期限が2年延長された（措法第43条の4関係）。

(オ) バイオテクノロジー等の基盤技術開発研究用資産を取得等した場合の特別税額控除制度の適用対象に微粒子噴射式遺伝子導入装置等4機種が追加され、税額控除率が5%（改正前7%）に引き下げられてその適用期限が2年延長された（措法第10条、第42条の4関係）。

(カ) 農地等についての贈与税の納税猶予の特例について、次の措置が講じられた。

a 平成6年12月31日以前に生前一括贈与を受けた農地等について、贈与税の納税猶予の適用を受けている者が、平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に、特例適用対象農地等のすべてを一括して自ら代表権を有する役員で、かつ、常時従事者となっている農業生産法人に使用貸借させた場合に、納税猶予を継続する特例措置の創設（平成7年度措法改正法附則第36条関係）。

b 平成7年1月1日以降に生前一括贈与をした農地等について、贈与税の納税猶予の適用を受ける者は、農業経営に関する事項を記載した届出書を3年毎に税務署長に提出しなければならない（措法第70条の4関係）。

(ク) 土地税制関係

a 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については、25%（改正前30%）の税率により課税する（措法第31条関係）。

(注)平成7年1月1日以後に行う土地等の譲渡から適用する。

b 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等について、課税繰延割合を100分の60（現行100分の80）に引き下げた上、その適用期限が1年延長された（措法第37条、第65条の8関係）。

イ 租税特別措置の適用期限の延長

次に掲げる特別措置について、その適用期限が2年（ロ）は5年）延長された。

(ア) 特定試験研究会社に対する出資金の税額控除制度（措法第42条の4関係）

(イ) 多極分散型国土形成促進法の重点整備地区において整備する中核的民間施設の特別償却制度（措法第43条の4関係）

(ロ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の農林業等活性化基

盤施設の特別償却制度（措法第43条の4関係）

(ニ) 食品流通構造改善促進法の共同利用の店舗用建物等の特別償却制度（措法第44条の7関係）

(オ) 植林費の損金算入の特例措置（措法第50条関係）

(カ) 計画造林準備金制度（措法第56条の3関係）

(キ) 農用地利用集積準備金及び当該準備金を取り崩して農用地の取得等をした場合の圧縮記帳の特例措置（措法第61条の2、第61条の3関係）

(ク) 増加試験研究費の特別税額控除制度（措法第10条、第42条の4関係）

a 食品産業又は農業製造業等における試験研究費

b 鉱工業技術研究組合法に規定する組合の賦課金

(ケ) 特定高性能農業機械を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度との選択適用の特例措置（措法第10条の4、第42条の7関係）

(コ) 特定余暇利用施設の特別償却制度の基本構想承認期限を、但し、償却割合は、基本構想承認後8年超10年以内の期限にあつては100分の7とする。及び基本構想の承認期限（措法第11条の4、第44条の5関係）

(コ) 中小小売商業の店舗用建物等を取得した場合の特別償却制度（措法第11条の6、第44条の7関係）

(シ) 中小企業構造改善計画に係る機械等の割増償却制度（措法第13条の2、第46条関係）

(ス) 中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却制度（措法第13条の2、第46条関係）

(セ) 農業経営改善計画に係る農業用機械等の割増償却制度（措法第13条の3、第46条の3関係）

(ソ) 素材生産業者の合理化計画に係る機械等の割増償却制度（措法第13条の3、第46条の3関係）

(タ) 次に掲げる組合等に対する費用又は負担金の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳の特例措置（措法第18条、第52条、第66条の10関係）

a 鉱工業技術研究組合法に規定する鉱工業技術研究組合の費用

b 中小企業近代化促進法に規定する商工組合等の負担金

(チ) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（措法第25条、第67条の3関係）

(ツ) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法第77条の3(1)関係）

(テ) 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法第

77条の3(2)関係）

(ト) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有移転等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（措法第77条の3(3)関係）

(ト) 農林漁業金融公庫等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減（措法第78条の4関係）

(ニ) 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（措法第78条の2関係）

(リ) 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減（措法第78条の4③関係）

ウ 租税特別措置の整理合理化等

次に掲げる特別措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年（オ）についてはそれぞれの対象設備により、1年から2年）延長された。

(ア) 住宅取得促進税制の適用対象者の所得要件を2,000万円以下（改正前3,000万円以下）に引き下げられた（措法第41条の2関係）。

(注) 上記の改正は、平成7年1月1日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。

(イ) 多極分散型土地形成促進法の中核的民間施設に係る償却割合が100分の9（改正前100分の10）に引き下げられた（措法第43条の4関係）。

(ウ) 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を100分の21、100分の15及び100分の11（改正前100分の22、100分の16及び100分の12）にそれぞれ引き下げられた（措法第61条関係）。

(エ) 中小企業等基盤強化税制について、卸売業若しくは小売業、飲食店業又は一定のサービス業を営む大企業の対象資産の基準取得価額が100分の75（改正前の100分の100）に、引き下げられた（措法第10条の4、第42条の7関係）。

(オ) 公害防止用設備の特別償却制度について、中小企業等が設置する場合を除き、一定の性能基準を満たさないものが適用対象から除外された。なお、各節目の適用期限は次のとおり（措法第11条、第43条関係）。

(カ) 脱特定物質対応型設備の特別償却制度の償却割合が18%（改正前21%）に引き下げられるとともに、取得額が240万円（改正前200万円）に引き上げられた（措法第11条、第43条関係）。

(キ) 中小企業者等が取得する機械等の特別償却制度について、償却率を11%（改正前13%）に引き下げる

区 分	種 類	期 限	改 正 前
騒音防止用設備	建 物	7. 4. 1~9. 3.31	2. 4. 1~7. 3.31
汚水処理用設備	構 築 物	3. 4. 1~8. 3.31	3. 4. 1~7. 3.31
	機械及び装置	3. 4. 1~8. 3.31	3. 4. 1~7. 3.31
ばい煙処理用設備	構 築 物	3. 4. 1~8. 3.31	3. 4. 1~7. 3.31
	機械及び装置	3. 4. 1~8. 3.31	3. 4. 1~7. 3.31
窒素酸化物抑制設備	機械及び装置	5. 4. 1~9. 3.31	5. 4. 1~7. 3.31
産業廃棄物処理用設備			
高温償却装置	機械及び装置	5. 4. 1~9. 3.31	5. 4. 1~7. 3.31
有害汚泥処理装置			6. 4. 1~8. 3.31

とともに、取得価額を220万円以上(改正前の200万円)に引き上げられた(措法第12条の2,第45条の2関係)。

(ウ) 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等の税率が1,000分の9(改正前1,000分の6)に引き上げられた(措法第77条関係)。

(ク) 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の軽減税率が1,000分の40(改正前1,000分の35)に引き上げられた(措法第77条の4関係)。

(コ) 漁港法に規定する貸付けを受けた水産業協同組合が、国又は地方公共団体に無償で譲渡する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の軽減税率が1,000分の3(改正前1,000分の2)に引き上げられた(措法第83条関係)。

(4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

減価償却資産の耐用年数等について、次のとおり短縮等された。

ア 繁殖用の乳用牛の耐用年数が4年(改正前6年)に短縮されるとともに、その対象範囲に受精卵移植証明書のあるものが追加された。(省令別表第4関係)

イ 生しいたけ栽培用ほだ木2年(改正前4年)。(省令別表第7関係)

3 地方税関係

(1) 都道府県民税及び地方税関係

ア 新規・拡充事項

(ア) 農業経営基盤強化促進法の買取り協議により農地保有合理化法人へ農地等を譲渡した場合の住民税の譲渡所得の1,500万円の特別控除制度が創設された(法第34条関係)。

(イ) 次の公益法人等が行う売買業務法人住民税の収益事業の範囲から除外された(法第72条の5関係)。

a 畜産振興事業団が指定乳製品を輸入業者から買入れ・売戻す業務

b 蚕糸砂糖類価格安定事業団が輸入生糸を事業団以外の者から買入れ・売戻す業務

(ウ) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については、道府県民税2%、市長村民税5.5%(改正前それぞれ3%、6%)の税率により課税する(法附則第34条関係)。

(注) 平成7年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

イ 整理合理化関係

山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の延長の特例措置が廃止された(法附則第35条の3関係)。

(2) 事業税

次の公益法人等が行う売買業務を収益事業の範囲から除外された(地法72条の5)。

ア 畜産振興事業団が指定乳製品を輸入業者から買入れ・売戻す業務

イ 蚕糸砂糖類価格安定事業団が輸入生糸を事業団以外の者から買入れ・売戻す業務

(3) 不動産取得税

ア 新規・拡充事項

(ア) 贈与税の納税猶予の適用を受けている者が、特例適用対象農地等のすべてを一括して自らが代表権を有する役員であり、かつ、常時従事する農業生産法人に使用貸借した場合に不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置が創設された(改正法附則第12条関係)。

(イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象業種等であってウルグアイ・ラウンド農業合意により関税化等の対象となり、大きな影響を受けることが見込まれる米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業等が、営業の譲渡を受けたことにより取得した不動産に対する不動産取得税を減額する特例措置の適用対象に追加された(地法附則第11条の4関係)。

適用対象に追加されるとともに、その適用期限がaからeは2年(fは平成8年3月31日まで措置)延長された。

a 事業革新設備等を取得した場合の特別償却又は

特別控除制度（措法第44条の4関係）

b 設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越控除期間を延長する特別措置（措法第66条の12関係）

c 増加試験研究費の特別税額控除制度（措法第10条、第42条の4関係）

d 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法第10条の4、第42条の7関係）

e 特定事業協同組合等に構成員が支出する負担金の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用資産の圧縮記帳の特例措置（措法第18条、第52条、第66条の10関係）

f 合併による設立登記等に対する登記免許税の税率の軽減措置（措法第81条関係）

イ 次に掲げる特例措置の適用期限が2年（ニ）は3年）延長する。

(ア) 港湾法又は漁港法の規定により日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用して第三セクター等が取得する港湾施設又は漁港施設の用に供する土地で、国又は地方公共団体等に無償譲渡されるものに係る非課税措置（法附則第10条④関係）

(イ) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（法附則第11条の4⑨関係）

(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（法附則第11条③関係）

(エ) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業又は中山間地域事業によって取得する土地に係る納税義務の免除措置（法附則第11条の6②関係）

ウ 整理合理化関係

(ア) 都道府県農業会議の業務用不動産に係る非課税措置が廃止された（旧法第73条の4関係）。

(イ) 次の特例措置が縮減され、その適用期限が2年延長された。

a 入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置について、適用対象となる入会林野等の面積要件が12ヘクタール（改正前10ヘクタール）以上に引き上げられた（法附則第11条の4⑤関係）。

b 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る税額の減額措置について、減額すべき額を交換分合によって失った土地の価格に相当する額に税率を乗じて得た額の3分の2の額（改正前交換分合によって失った土地の価格に相当する額に税率を乗じて得た

額）とされた（法附則第11条の4⑦関係）。

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の新設・拡充

(ア) 農事組合法人等が共同利用に供する機械・装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象に、農業改良資金助成法に規定する特定地域新部門導入資金及び青年農業者等育成確保資金により取得する機械・装置が追加された（令第52条の2の2関係）。

(イ) 生物系特定産業技術研究推進機構が生物系特定産業技術研究推進機構法に規定する革新的農業技術緊急開発事業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の軽減措置が創設された（地法附則第15条⑤関係）。

イ 次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

倉庫業法に規定する倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（法附則第15条③）

ウ 整理合理化関係

(ア) 都道府県農業会議及び前項農業会議所が直接その事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置の対象から土地が除外された（法第348条関係）。

(イ) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線ラジオ放送の業務又は有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の非課税措置の対象から有線ラジオ放送の業務の用に供するものが除外された（法第348条関係）。

(ウ) 生物系特定産業技術研究推進機構が農機具の改良のための試験研究用に供する資産に対する固定資産税の課税標準について、家屋及び償却資産は取得後5年は3分の1（改正前6分の1）、その後の5年は3分の2（改正前6分の1）に縮減し、型式検査用に係る課税標準の特例措置（3分の1）が廃止された（法第349条の3第②関係）。

(エ) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象から発電用地熱利用装置及び農業副産物利用熱発生装置が除外された（法附則第15条④関係）。

(5) 特別土地保有税

ア 新規・拡充事項

(ア) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設の用に供する土地に係る非課税措置について、その適用期間を基本構想公表後8年間（改正前5年間）としたうえ、その適用期限が2年延長された（法第586条②(1)の6関係）。

(イ) 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置について、その対象となる事業に農林産物等の販売事業を追加するとともに、その対象となる設備の取得価額要件を2,500万円超（改正前2,300万円超）に引き上げたうえ、その適用期限が2年延長された（法第586条②(1)の8、令第54条の13の8関係）。

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象業種等であって、ウルグアイ・ラウンド農業合意により関税化等の対象となり、大きな影響を受けることが見込まれる米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業が、特別土地保有税の非課税措置の適用対象に追加された（地法第586条関係）。

イ 次の特例措置の適用期限が2年延長された。

(7) 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設の用に供する土地に係る非課税措置（法第586条②(1)の6関係）。

(イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域において整備される農林業等活性化基盤施設の用に供する土地に係る非課税措置（法第586条②関係）。

(6) 事業所税

ア 新規・拡充事項

(7) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象業種であって、ウルグアイ・ラウンド農業合意により関税化等の対象となり、大きな影響を受けることが見込まれる米加工品製造業、麦加工品製造業、こんにゃく粉製造業、乳製品製造業、豚肉調製品製造業が、事業所税の軽減措置の適用対象に追加されるとともに、個人に対する適用期限が1年延長された（地法附則第32条の3の2関係）。

(イ) 次の公益法人等の行う売買業務が収益事業の範囲から除外された（法第72の5関係）。

a 畜産振興事業団が指定乳製品を輸入業者から買入れ・売戻す業務

b 蚕糸砂糖類価格安定事業団が輸入生糸を事業団以外の者から買入れ・売戻す業務

(ウ) 多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設の新増設分の非課税措置及び課税標準の軽減措置に係る施設の設置期限が8年（現行5年）に延長されるとともに、その適用期限が2年延長された（法附則第32条の3③、第32条の3の2③関係）。

イ 次の特例措置の適用期限が2年延長された。

(7) 総合保養地域整備法の特定民間施設を新増設した場合の非課税措置及び資産割の課税標準の軽減措置

（法附則第32条の3、第32条の3の2関係）。

(イ) 食品流通構造改善促進法の食品商業集積施設整備事業により店舗等を新増設した場合の資産割の課税標準の軽減措置（法附則第32条の3の2③関係）。

ウ 整理合理化関係

(7) 生物系特定産業技術研究推進機構が農業機械化促進法に規定する農機具等の型式検査用に供する施設に係る事業所税の課税標準の軽減措置が廃止された（旧法第701条の41関係）。

(イ) 生鮮食料品の流通施設の新増設に係る事業所税の課税標準の軽減措置が廃止された（旧法第701条の41関係）。

(ウ) 山村振興法に規定する認定法人が振興山村で農林地の保全事業等の用に供する施設を新増設した場合の非課税措置及び資産割の課税標準の軽減措置が廃止された（内閣通達）。

4 そ の 他

以下の法律の制定等に伴い税制上の特例措置が創設等された。

(1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の制定

ア 出荷取扱業者の登録に係る登録免許税の非課税措置

イ 食糧庁指定倉庫用地に係る地価税の非課税措置

(2) 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正法

収益事業の範囲から、蚕糸砂糖類価格安定事業団が同事業団以外の者からの輸入生糸の売買業務を除外

(3) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正法

収益事業の範囲から畜産振興事業団が同事業団以外の者からの輸入指定乳製品等の売買業務を除外

(4) 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の制定

特定の基金に対する負担金の損金算入等の特例措置の適用対象に、農業者育成センターが新規就農業務のための基金を追加（措法第28条の2、第66条の11関係）。

(5) 農業改良資金助成法の一部改正法

農事組合法人等が取得した共同利用に供する機械・装置に係る固定資産税の課税標準を3年度分に限り2分の1とする軽減措置の対象範囲に、特定地域新部門導入資金等の貸付けを受けて取得する機械・装置等を追加

(6) 農業経営基盤強化促進法の一部改正法

農地等の買取協議による譲渡所得の1,500万円の特

別控除制度の創設

(7) 農業に関する技術の研究開発の促進に

関する特別措置法の制定

生物系特定産業技術研究推進機構が研究開発用の償却資産を取得した場合に固定資産税の課税標準を、取得後5年度分を3分の1、その後の5年度分を3分の2に軽減する特例措置の創設

(8) 平成6年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

平成6年度の水田営農活性化助成補助金（全国農業協同組合連合会に造成された水田飼料作物生産振興基金から交付されるものを含む。）に係る特例措置（個人…一時所得扱い、法人…圧縮記帳）を創設する。

(9) 山村振興法の一部改正法

次の特例措置の適用対象に、都市と山村の交流事業及び森林保全研修事業等の施設が追加された。

ア 建物及びその付属施設は8%（機械及び装置は15%）の特別償却制度（措法第43条の4関係）

イ 施設等の用に供する土地に対する特別土地保有税の非課税措置（地法第586条②(1)の8、地令第54条の13の8関係）

(10) 農業協同組合併助成法の一部改正法

同法の改正に伴い、農業協同組合の合併に係る次の特例措置が3年間講じられた。

ア みなし配当に対する所得税の源泉徴収の不適用
イ 清算所得に係る法人税の損金算入の特例
ウ 引継欠損金に係る法人税の特例
エ 留保所得に係る法人税の特別控除の特例
オ 土地の譲渡等に係る法人の土地重課税制度の不適用
カ 不動産の権利の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置

キ 地価税の課税価格に係る基礎控除の算定の特例措置

ク 清算所得に係る事業税の特例

ケ 合併支援業務に係る基金に対する負担金を法人税法上損金算入する特例措置及び本措置に係る合併推進法人等の業務等に償権の買取業務等を追加

(11) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の制定

ア 一定の機械装置を取得した場合の所得税、法人税の特別償却又は税額控除制度

イ 欠損金の繰越控除期間の法人税の特例制度

ウ 特定の組合等に対する支出金の所得税、法人税の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用資産の法人税の圧縮記帳の特例措置

(12) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の制定

ア 増加試験研究費の所得税、法人税の特別税額控除制度

イ 機械その他の減価償却資産の所得税、法人税の特別償却制度

ウ 特定の事業用資産の買換え等の場合の所得税、法人税の特例制度

エ 法人の設立等に伴う移転登記等に治する登記免許税の税率の軽減措置

第 3 節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

7年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金148億950万円及び農業委員会費補助金6億8,116万5千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議議員手当等負担金6億7,588万8千円及び都道府県農業会議費補助金3億7,653万2千円、③全国農業会議所費補助金として1億3,144万6千円の総計166億7,453万1千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業費及び農家に対する低コスト指標等を活用した経営分析の普及指導、自立経営農家に対する複式簿記記帳、経営改善指導の組織的推進、地域の実情に応じた農地の賃貸借に係る小作料の標準となるべき額を改定するための事業等に要する経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、自立経営農家の育成、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事業等の指導に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、2,239万2千円である。

また、全国農業会議所については、農林水産大臣の諮問に対する答申、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は8年3月31日現在3,243委員会である。

第4節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農業協同組合の現状

農協系統組織については、金融の自由化や他業態との競争の激化、さらには農業をめぐる大きな情勢の变化の中で、その体質を強化し、将来展望を切り拓くためにも、農協系統の事業・組織の見直しが必要かつ緊急の課題となっている。

特に、住専問題の処理方策の策定を機に、農協系統金融機関の再編・合理化の早急な実現が要請されている。

このような中で、農協系統組織においては、既に6年9月14日の第20回JA全国大会において、

①各都道府県の合併構想の早期実現と合併農協の機能・体制設備

②西暦2000年までに系統三段階制を系統二段階制に再編成する事業方式の改革と連合組織の再編

③農協系統組織全体の労働生産性の30%向上と支所の再編・施設の統廃合

を決議した。また、8年1月には、JA改革要綱を決定し、全国農業協同組合中央会会長を本部長とするJA改革本部を設置したところであり、経営の合理化と事業・組織の改革に取り組んでいるところである。

農林水産省としても、8年1月31日に農政審議会に農協部会を設置して、各界各層の意見も踏まえつつ、農協系統の事業組織の将来方向について検討を行っているところであり、8年夏を目途に取りまとめられる検討結果を踏まえた、農協系統とも十分連携をとって遅くとも9年の通常国会には関連法案を提出できるよう、早急に準備を進めていく予定である。

現状を概観すると、8年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が5,985(うち総合農協2,472)、連合会が510(うち全国段階のもの22)で7年度中に単位農業協同組合が388(うち総合農協163)、連合会が20それぞれ減少している。

7年度における総合農協の合併実績(7年度中に合併登記を完了)は60件であり、参加農協数は288農協であった。

6事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は545万人(団体を除く。)で前事業年度末に比較し2万3千人減少し、准組合員の数は343万人(団体を除く。)で前事業年度末に比較し、8万6千人増加している。

(2) 農業協同組合の財務

6事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額(負債・資本の計)77兆6,823億円で、前年度比1.6%増加した。これら調達資金の90.6%は信用事業負債である。

資金の運用については全体の92.1%である71兆5,074億円が信用事業資産(預金、貸出金、有価証券等)であり、前年度比1.4%増加している。固定資産は前年度比2.5%増加し2兆5,758億円、外部出資は前年度比10.0%増加し1兆83億円である。

資本については、3兆5,912億円で、前年度比3.5%増加した。この結果、財務処理基準令に示す固定比率I及びIIはそれぞれ156.2%、161.8%となっている。

(3) 農協の各事業の概況

ア 信用事業

農協における7年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む。)は67兆5,725億円(1組合当たり281億2,007万円)、貸出金残高は19兆6,631億円(同81億8,275万円)、有価証券(金銭信託及び買入金銭債権を含む。)は4兆4,266億円(同18億4,209万円)となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ▲0.1%、4.5%、3.4%となっている。

また、信農連における7年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む。)は48兆5,027億円(1信農連当たり10,320億円)、貸出金残高(コールローンは除く)は4兆3,693億円(同1,993億円)、系統預け金は28兆842億円(同5,975億円)、有価証券(金銭信託及び買入金銭債権を含む。)は11兆8,626億円(同2,524億円)となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ▲2.5%、▲2.9%、▲2.3%、▲2.6%となっている。

イ 経済事業

6事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、6兆116億円となっており、そのうち主要なものは米2兆4億円(33.3%)、畜産1兆1,588億円(19.3%)、野菜1兆3,382億円(22.3%)、果実7,632億円(12.7%)である。

また、購買事業の取扱高は5兆922億円となっており、その内訳は飼料4,141億円(8.1%)、肥料3,988億円(7.8%)、農薬3,268億円(6.4%)、農業機械4,175億円(8.2%)、石油類6,372億円(12.5%)、食料品1兆1,155億円(21.9%)、日用雑貨2,129億円(4.2%)、家庭燃料2,128億円(4.2%)である。

ウ 共済事業

7年度の共済事業における長期共済保有契約高(保障ベース)は、372兆8,842億円(前年度同期359兆4,248億円)、短期共済保有契約高(掛金ベース)は、4,307

億円（同4,201億円）となっており、それぞれ3.7%、2.5%の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,395億円、満期共済金7,262億円、合計1兆6,657億円となった。

エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、7年度末現在では33都道府県で37連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は113病院、53診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

6事業年度末における1組合平均の営農指導員数は6.6人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するのは全体の約1割となっている。

(4) 農業協同組合等の検査

ア 農協等の不正・不当事件の防止対策

農林水産省及び都道府県は、農協等（農協及び同連合会、以下同じ。）の適切な事業運営を確保するとともに、不正・不当事件の未然防止を図るために、従来から農協に対し行政庁検査を実施してきている。本年度も最近における金融情勢の変化、農協の事業内容の多角化・複雑化等に対処し、検査対象農協等の計画的な選定、一定の検査周期の確保、検査重点項目の設定、検査の事前準備の励行等検査の効率化等に努めたほか、事後確認検査等を通じて検査指摘事項の早期是正等に努めた。さらに、都道府県検査担当職員等に対する教育研修を実施し、検査技術等の向上を図った。

農協検査官等の人員（7年度）

本省	15人
地方農政局	34人（沖繩総合事務局1人を含む。）
都道府県	495人
イ 農協等検査実績	

7年度における農協等に対する検査実績は、次のとおりである。

(ア) 農林水産省関係

	検査実施組合	延人日
全国区域の連合会等 （本省所管）	12	392
都道府県区域の連合会等 （地方農政局所管）	92	2,478
(イ) 都道府県関係		
常例検査	1,128	32,515
（総合農協）	1,105	32,237
（総合農協以外）	23	278
特別検査	157	3,662
（総合農協）	157	3,662
（総合農協以外）	—	—
その他の検査	3	67
（総合農協）	1	45
（総合農協以外）	2	22
合計	1,288	36,244

2 農業協同組合中央会

(1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

7年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農協中央会にあっては37億8,133万円、都道府県中央会にあっては463億6,492万円となっている。

(2) 農業協同組合中央会に対する補助

農協中央会が実施する農業協同組合監査士による監査、監査の事後指導及び農協系統組織整備促進事業等に要する経費として、全国農協中央会に対して7年度5億7,530万円（農業協同組合相互扶助事業整備推進費5億3,000万円を含む。）を交付した。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、7年度においては6,764法人（前年度同期6,720法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は、2,505、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は、1,236、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,023となっている。

また、作目別にみると単一作目が6,068法人で圧倒的に多く、複合作目は696法人である。単一作目では、畜